

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

中部（三重）国民年金 事案 3769

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から53年3月まで

私は、婚姻（昭和58年11月）前に、母親から私の国民年金について、「保険料を遡って納付したので、随分のお金を支払った。」と何度か聞いている。母親は亡くなっているので、申立期間のうち、どの期間の国民年金保険料をどこで納付したのかなどの詳細は分からないが、申立期間当時は、母親と同居人が集金人に保険料を納付していたことを覚えている。母親が遡って保険料を納付してくれたと思うので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び婚姻（昭和58年11月）までの保険料を納付していたとする母親は、国民年金加入当初に一部未納期間があるものの、その他の19年余りの国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者新規加入受付処理簿兼年金手帳記号番号払出設定簿（報告書）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年4月21日に弟と連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が初めて行われ、この加入手続の際に、申立人の資格取得日を遡って、49年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、51年1月から52年3月までの国民年

金保険料については、過年度保険料として、同年4月から53年3月までの保険料については、現年度保険料として遡って納付することが可能であった。

さらに、申立人は、婚姻前に、母親から自身の国民年金について、「保険料を遡って納付したので、随分のお金を支払った。」と何度か聞いていると主張しているところ、弟も母親から申立人の国民年金保険料を遡って納付したと聞いたことがあると証言しており、前述のとおり、保険料を遡って納付することが可能であった状況を踏まえると、申立人の主張に矛盾する点は見受けられない。

加えて、前述の国民年金加入手続（昭和53年4月頃）が行われた頃の昭和53年度に係る申立人の国民年金保険料の納付日は不明であるものの、国民年金被保険者台帳によると、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、母親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする弟は、同年度の保険料を前納していること、及び母親は、申立期間を含む49年度から53年度までの保険料を前納していることが確認できるため、この当時、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれることから、申立人の同年度に係る保険料も母親が同様に前納していたと考えられる。これらのことを勘案すると、申立人の保険料については、当該加入手続時点において、遡って納付することが可能であった申立期間のうち、51年1月から53年3月までの保険料を母親が納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の国民年金加入手続時期（昭和53年4月頃）を基準とすると、申立期間のうち、49年7月から50年12月までの国民年金保険料は、既に2年の時効が成立していたことから、母親が遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、母親が申立期間のうち、昭和49年7月から50年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月28日から同年12月4日まで

私は、A社に昭和38年4月に入社後、同年11月に同社B工場へ異動し、継続して勤務していた。同社C工場から同社B工場に転勤になった時の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る在籍証明書、A社の社報、同社の回答、同社B工場から提出された退職者名簿及び同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社（C工場）から同社B工場に異動したとする複数の同僚についても、同社B工場での被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3770（愛知国民年金事案 3339 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年12月まで

私が20歳（昭和45年*月）になった頃、当時住み込みで勤務していた会社の社長の勧めで、私か社長がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間当時、私の国民年金保険料は、同僚であった社長の息子と一緒に社長が納付してくれていたはずだ。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できないとして申立てをしたが、平成24年1月25日付けで年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、新たな資料などは見付かっていないが、私の国民年金保険料については、勤務していた会社の社長が納付してくれていたはずである。私の年金手帳の「初めて被保険者となった日」及び「国民年金の記録（1）」欄の被保険者となった日には、20歳より前の「昭和43年5月1日」と記載されており、このような制度上あり得ない記載がされているくらいだから、故意に記載された可能性もあり、行政側の正しい管理がされずに納付していたはずの申立期間の保険料が未納とされている。納付できないので、再度、審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の国民年金保険料は、同僚であった社長の息子の分と一緒に社長が納付してくれていたはずだとしているが、これを行ったとする社長は既に亡くなっており、同僚であった社長の息子から聴取するも、亡くなった社長に任せていたのでよく分からないとしているため、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によれば、申立人の国民年金手

帳記号番号は、資格取得日を昭和 45 年*月*日（20 歳到達日）として 51 年 1 月 22 日に A 市 B 区で払い出されており、この頃に申立人の加入手続が行われたと推認されるが、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、45 年 3 月から 48 年 9 月までの保険料については、時効により納付することができず、同年 10 月から 50 年 12 月までの保険料については、現年度保険料あるいは過年度保険料として納付することが可能であったものの、前述のとおり、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明であるため、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできないこと、iii) オンライン記録によると、社長の息子の国民年金加入手続は、52 年 4 月又は同年 5 月頃に行われていることが推認されるため、社長の息子は、申立期間当時において、国民年金に未加入となり、社長が息子と申立人の申立期間の保険料を一緒に納付することはできなかったことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 24 年 1 月 25 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料などは見付かっているが、再度、審議をしてほしいとしているほか、自身の年金手帳の「初めて被保険者となった日」及び「国民年金の記録（1）」欄の被保険者となった日には、20 歳より前の「昭和 43 年 5 月 1 日」と記載されており、このような制度上あり得ない記載がされているくらいだから、故意に記載された可能性もあり、行政側の正しい管理がされずに納付していたはずの申立期間の国民年金保険料が未納とされてしまっていると述べている。しかしながら、申立人が居住していた A 市によると、故意に上述の 20 歳より前の日付を記載するということは考えにくいと思われるとしている。

また、日本年金機構によると、上述の年金手帳の昭和 43 年 5 月 1 日の記載については、年金手帳交付当時の管轄の A 市 B 区役所において誤記されたものと考えられるとしているものの、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の資格取得日については、オンライン記録と同様、申立人が 20 歳に到達した 45 年*月*日と正しく記載されていることが確認できるため、資格取得日の誤記については、申立人が所持する年金手帳上のみのものであったものとみられ、申立期間の国民年金保険料納付の有無に影響するものであったとする事情までは見いだせない。

これらのことから、申立人の主張は、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3771

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年12月まで

私が20歳になった昭和49年*月頃に、父親がA町役場で国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、5年分の国民年金保険料を前納しないと国民年金には加入できないと担当職員から言われたので、後日、母親が同町役場で私の5年分の保険料を一括で前納してくれたはずである。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする父親は既に亡くなっているほか、申立人によると、母親はA町役場で申立人の5年分の保険料を男性職員に納付したことは覚えているが、領収書の受領及び納付金額までは覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年2月又は同年3月頃にA町において払い出されたと推認され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に、申立人が20歳に到達した49年*月*日まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の国民年金加入手続時期（昭和 57 年 2 月又は同年 3 月頃）において、申立期間の国民年金保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。このことは、国民年金被保険者台帳における申立期間直後の 55 年 1 月から 56 年 3 月までの保険料が 57 年 3 月に遡って納付されていることとも符合している。

加えて、社会保険庁（当時）における国民年金保険料に関する取扱いが記載された資料（昭和 48 年 9 月社会保険庁告示第 18 号）によると、49 年 4 月時点で保険料を前納することができた期間は、同年 4 月から同年 12 月までとされており、制度上、申立期間に係る 5 年分の保険料を一括で前納することはできなかつたことから、母親の記憶は当時の保険料の取扱いとは相違している。

このほか、国民年金被保険者台帳及び A 町の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月頃から同年 3 月頃までのうち 2 か月間
② 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 6 月頃までのうち 6 か月間
③ 昭和 42 年 12 月 1 日から 45 年 1 月頃までのうち 2 か月間
④ 昭和 43 年 3 月頃から同年 8 月頃までのうち 2 か月間

申立期間①については、A社において勤務していた。申立期間②については、B社（現在は、C社）において勤務していた。申立期間③については、D社において勤務していた。申立期間④については、E社において勤務していた。しかし、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと主張しているところ、申立人が当該期間の後に勤務した事業所から提出された申立人に係る履歴書に同社が記載されている（ただし、昭和 50 年入社と記載されている。）こと、並びに申立人が記憶する同社の所在地及び仕事内容は、商業登記簿謄本の記載及び複数の同僚が証言している内容とおおむね一致していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和 45 年 1 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、「当時の関係書類は全て廃棄した。」と回答している上、複数の同僚に照会するも、申立人を記憶する者はいないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確

認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間にB社に勤務していたと主張しているところ、申立人が記憶する同社の所在地及び仕事内容は、商業登記簿謄本の記載及び複数の同僚が証言している内容とおおむね一致していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、「当時の資料は廃棄されており不明である。」と回答している上、複数の同僚に照会するも、具体的な証言は得られないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当該期間にD社に勤務していたと主張しているところ、申立人が記憶する同社の所在地及び仕事内容は、同社の回答及び複数の同僚が証言している内容とおおむね一致していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、「社員台帳に申立人の記録は無く、日雇やパートで勤務する者は、社員台帳に記入しない。当時の厚生年金保険の届出に係る取扱いについては不明である。当時、F支店に勤務していた元社員二人に確認したところ、申立人を知らないと返答があった。」と回答している上、複数の同僚に照会するも、申立人を記憶する者はいないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人は、当該期間にE社に勤務していたと主張しているところ、申立人が記憶する同社の所在地及び仕事内容は、商業登記簿謄本の記載及び複数の同僚が証言している内容とおおむね一致していることから判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社は、「申立期間④当時の名簿に申立人の記録は無く、当時に働いていた複数の同僚に確認したが、名前に覚えが無いと返答があった。」と回答している上、複数の同僚に照会するも、申立人を記憶する者はいないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年8月まで

私は、学校を卒業後、A事業所のB部署に採用され、空襲で自宅一帯が焼けて通勤できなくなるまで勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B部署を管轄していたA事業所C支店は、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、同部署の管轄を後継するD事業所E支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和38年10月1日であることが確認できる。

また、B部署は、現在、F社に承継されているが、同社は、「A事業所時代の資料は引き継いでいないため、申立人の勤務及び厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している。

なお、G共済組合は、「申立人の申立期間における共済年金加入記録は、資料が現存していないため不明である。なお、昭和23年7月以前に勤続期間6月以上20年未満で退職された方には、退職時に退職一時金を支給し、共済掛金を清算することとなっていたため、申立期間は、法律上、当共済組合の年金の支給対象とはならない。」と回答しているところ、昭和31年6月以前の同共済組合の加入期間について、組合員期間が20年未満で退職した場合に、年金給付の対象期間とならず、退職一時金の支給決定が行われ、当該退職一時金の算定の基礎となった期間については、厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条第1項第2号の規定により、厚生年金保険の被保険者であったとみなされないこととされている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8683

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月
② 平成 17 年 12 月

私は、A社に勤務した期間のうち、申立期間について賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていない。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) 申立人は、「賞与については現金支給であり、当該期間に係る賞与明細書等の資料を保管していない。」と述べていること、ii) A社は、「賃金台帳等の資料は破棄しているため、申立人への賞与の支払及び賞与からの保険料控除は不明である。賞与額は査定により決まるため、同一店舗で同一勤務期間の社員でも賞与額が異なることもある。また、賞与は現金で支給した。」と回答していること、iii) 申立人の申立期間当時の居住地を管轄するB市は、「申立期間当時の市民税の課税関係資料について、保存期限を経過したため保管していない。」と回答していることから、当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8684

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 30 日から 22 年 10 月 23 日まで

申立期間について、年金の記録が見当たらないとの回答をもらった。当時は、戦争の初期でA社は陸海軍の対応に追われ、事務方は労働者年金保険の手続などする暇も無かったと考える。私の同社B支所における年金記録は、後日申請されたものとしか考えられない。

私は、昭和 17 年からA社に勤務していたにもかかわらず、軍隊に所属していた期間も含めて記録が欠けていることが納得できないので、調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 17 年 3 月にC養成所D科を卒業後、A社に入社したと述べているところ、申立人が同養成所同科を一緒に卒業したと記憶している同僚は、「私と申立人は、一緒にC養成所D科を卒業し、A社に入社した。」と証言している。

また、申立人から提出された実習記録、人事記録及び厚生労働省から提出された人事記録によると、申立人は、昭和 17 年 10 月 20 日にA社B支所E職嘱託に任命されていることから（退職日は、不明。）、申立人は、同年 3 月に同社に入社し、同年 10 月 20 日以降、E職として同社のF部署に勤務していたことが確認できる。

ところで、申立期間当時、労働者年金保険の加入対象者は、「労働者」に限定されており、主として肉体的労働をもって工場、事業場等の本体たる業務又はこれに直接関係ある業務に従事する者とされている。

申立人と一緒に昭和 17 年 3 月にC養成所D科を卒業後、A社に入社した同

僚3人（E職）の被保険者記録は、いずれも19年6月1日以降となっている上、申立人と同級生で同社に16年に入社した同僚（E職）についても、19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、国立公文書館所蔵のA社厚生年金保険関係記録簿（A社G支所分）によると、同社同支所では、H部署のI業については、いずれも昭和19年6月1日以降に被保険者資格を取得しており、国（厚生労働省）が保存している同社同支所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、制度改正により資格取得したことを示す「改」の印が確認できることから、同社では、I業については、労働者年金保険上の労働者ではなく技術職員として同年6月1日の制度改正をもって、厚生年金保険の被保険者とする取扱いをしていたと推認できる。

したがって、申立期間当時、申立人は労働者年金保険の被保険者であったとは考え難い。

申立期間②について、申立人提出の軍歴証明書により、申立人の復員日は、昭和22年10月23日であることが確認できる。

ところで、申立人のA社における健康保険・労働者年金保険被保険者名簿には、「59条の2該当」の記載が確認できることから、旧厚生年金保険法第59条の2において、昭和19年10月1日から22年5月2日までのうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、被保険者自身の負担する保険料のみならず、事業主の負担する保険料も含めて全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

しかしながら、A社B支所は、健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人が被保険者資格を喪失した昭和20年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できることから、上記旧厚生年金保険法第59条の2に該当する期間は同年9月30日までとなり、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月から 30 年 12 月まで

A社B所に勤務していた期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたはずである。調査をして、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 17 年 1 月から 30 年 12 月までA社B所にて業務を行っていた旨を申し立てている。

しかし、A社B所は、昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の後継会社であるC社は、「A社B所に関する資料を保存していない。」と回答しており、厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社B所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録のある複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいないため、申立人の勤務実態に関する証言を得ることができなかった。

さらに、申立人の親族は、「申立人は、A社B所に出稼ぎに行っており、月に一度帰宅していた。」と述べているところ、上記同僚のうち、A社B所D部署に勤務したとする同僚は、「申立期間当時、A社B所の現場には、請負で勤務していた者が大勢いた。しかし、厚生年金保険に加入していたのは、正社員のみである。」と証言しており、申立人が同社同所に請負で勤務していた可能性も否定できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8686

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から同年 12 月までのうち 3 か月間
② 昭和 42 年 1 月から同年 12 月まで

夫が不在の間、A 県の実家に子供を連れて帰っていた。申立期間①については、B 社に勤務していた。また、申立期間②については、C 事業所で仕事をしていました。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間において、A 県 D 市にあった B 社で勤務していたと主張しているが、同社は、「申立期間①当時、A 県 D 市に出張所等は無かった。」と回答している。

また、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B 社の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見当たらない。

加えて、申立人の当該期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

申立期間②について、申立人は、当該期間において、C 事業所で勤務していたと主張しているが、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人から提出された C 事業所の事業主に係る名刺に記載された電話番号は使用されておらず、記載された所在地の最寄りの事業所に聴取したところ、「C 事業所は既に廃業しており、事業主がどうなったかは不明である。」と回答しており、事業主の連絡先等も不明である上、申立人は同僚等を記憶して

いないことなどから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の当該期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から27年7月10日まで
② 昭和28年2月5日から29年5月22日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和30年4月7日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間②の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。